

別紙

開示しない部分及びその理由

対象箇所	非開示部分	非開示理由
指導経過記録票（受付番号〇〇）		
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがあり、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示（以下「6号非開示」とする。）
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄 【詳細】欄の一部	6号非開示